

平成 21 年 9 月 7 日制定
平成 22 年 9 月 17 日改正
平成 27 年 5 月 15 日改正

地方独立行政法人青森県産業技術センター研究推進会議設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この設置要綱は、地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「センター」という。）における試験研究事業を効率的かつ円滑に推進するために設置する研究推進会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

第 2 条 会議は、次の事項に係る案件のうち、理事長が必要と判断したものについて審議し、その取扱いを定める。

- (1) 試験研究の企画調整に関すること。
- (2) 試験研究の進行管理に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、理事長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 4 委員長は、必要に応じ、前項に規定する者以外の者（以下「オブザーバー」という。）を会議に出席させることができる。
- 5 オブザーバーは、他の委員と同様に意見具申を行うことができる。

(委員長の職務及び職務代理)

第 4 条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるとき又は不在のときは、副理事長兼事務局長が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 議事は出席委員の過半数により決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員に事故あるとき又は不在のときは、委員長の指名する者が、その職務を代理する。

(会議の庶務)

第6条 会議の庶務は、企画経営室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

(別表)

区 分	所 属	職 名
委員長	本部	理事長
委 員	本部	副理事長兼事務局長
委 員	工業総合研究所	理事兼所長
委 員	農林総合研究所	理事兼所長
委 員	水産総合研究所	理事兼所長
委 員	食品総合研究所	理事兼所長
委 員	企画経営室	企画経営室長
委 員	企画経営室	総括企画経営監
委 員	工業総合研究所	企画経営監
委 員	農林総合研究所	企画経営監
委 員	水産総合研究所	企画経営監
委 員	食品総合研究所	企画経営監